

# 台風15号で被害を受けた中小企業者向けの金融支援

## 1 融資制度の概要

メニュー	災害復旧資金融資	経営支援融資（経営セーフ）
融資対象	台風15号により、事業所や設備の損壊等の被害を受けた大島町、新島村、神津島村及び三宅村の中小企業者等 （町村長が発行する「り災証明書」等（被災証明書や被害証明書等でも可）が必要です。）	台風15号に係る災害救助法の適用地域において、災害発生後に一定の売上減少等の影響を受けた中小企業者等 （町村長が発行する「セーフティネット保証4号の認定書」が必要です。）
資金使途	事業の再建に必要な資金 （運転資金及び設備資金）	経営の安定化に必要な資金 （運転資金及び設備資金）
融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円
うち無担保	8,000万円	8,000万円
融資期間	15年以内	10年以内
融資利率	・融資額1億円以下の部分 実質0% （都と各町村が金利相当額の全額を補助） ・融資額1億円を超える部分 1.5%	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内
信用保証料補助	全額を補助	2分の1を補助
備考		一般保証枠とは別枠のセーフティネット保証4号（注）を利用できます。

※都外にある事業所が災害による被害や影響を受けた場合も、この融資の利用対象となります。  
詳細は、「2 受付場所」までお問い合わせください。

## 2 受付場所

大島町、新島村、神津島村及び三宅村の商工会  
東京都大島支庁産業課、東京都三宅支庁産業課、東京信用保証協会八重洲支店、  
東京都産業労働局金融部金融課、東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

## 3 受付期間

令和元年9月27日から令和2年3月31日まで

### （注）セーフティネット保証4号（突発的災害）

国は、災害救助法が適用された大島町を対象として中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証4号（突発的災害）」の特例措置を講じました。

この特例措置により、大島町において災害発生後に売上減少（前年同月比20%以上）等の影響を受けている中小企業者等は、一般の保証枠とは別枠の保証が利用可能となります。

（令和元年9月8日付で適用されています。）